

令和5年度包括外部監査の指摘事項等に対する措置等の状況報告一覧（令和7年度） 監査テーマ「指定管理者制度に関する事務の執行について」

通し No	頁	指摘 /意見 No.	項目	指摘事項及び意見	該当課	措置又は処理の状況若しくは今後の取組方針等（令和7年度_令和8年4月22日時点）	対応状 況区分
1	31	意見 1	第2 監査の結果 （共通） 3 監査の結果 （1）管理物件の 修繕等の規定につ いて ア、イ	（略） 以上より、本市においては、基本協定書の様式として、管理施設自体とその附属 設備、地方公共団体所有の貸与物品、指定管理者の調達物品の管理方法、修繕基 準、所有権の帰属等につき書き分けた条項を規定することが望ましい。 また、そのようにして修繕基準を定める際も、指定管理者にとって修繕義務が過 度の負担とならないよう、また、指定管理者が、指定期間を通じて、明確な予算の 見通しをもって修繕を実施することが可能となるように、負担基準で設ける基準額 には、年間の回数や金額に上限を設けるなど、条項を工夫することが適当である。	行政改 革推進 課	(1) 物品について 御意見を踏まえ、基本協定書及び仕様書の標準例に、 物品の所有権について規定いたしました。 ア 本市が指定管理者に貸し付ける物品については、施 設の運営に支障を来さないよう、正常に保持し、適正な 利用に供するよう日常的な保守点検を行うとともに、必 要に応じて修繕及び補給を行うこと。 イ 指定管理者が、物品を自ら購入若しくは搬入し、又 は設置しようとする場合は、その是非や所有権等につ いて事前に本市と協議し、本市が所有する物品を廃棄す るときは、事前に本市の承認を得ること。 ウ 指定管理者は、指定期間が満了したとき又は指定が 取り消されたときは、本市が指定管理者に貸し付けた物 品を本市又は本市が指定するものに引き継ぐこと。 (2) 修繕基準について 御意見のとおり、高知市として長期の修繕計画が必要 となる施設や附帯設備については、指定期間を超えた修 繕が行われる可能性があり、指定管理者による場当たり 的な修繕が行われることは適当でないため、高知市が修 繕計画を定めたときは、指定管理者と共有する必要があ ると考えます。 本市では、施設、設備、物品等の損傷、修繕につ いては、リスク分担表において1件当たりの金額でリスク負 担者を定めているだけでなく、指定管理者にとって過 度な負担とならないように、年度ごとに協定を締結して 修繕費などの費目ごとの予算内訳を明らかにした指定管 理料を定めております。	措置報 告済

通し No	頁	指摘 /意見 No.	項目	指摘事項及び意見	該当課	措置又は処理の状況若しくは今後の取組方針等（令和7年度_令和8年4月22日時点）	対応状況区分
2	34	意見 2	第2 監査の結果 (共通) 3 監査の結果 (2) 指定管理料等の剰余金の取扱い規定について ア、イ、ウ	<p>(略)</p> <p>ゆえに本市において、指定管理料（利用料金を含む。）の剰余金の取扱いの規定につき、本市の指定管理者対応方針等に準拠した、より明確かつ簡明な規定に改訂するとともに、事後的に指定管理料を確定させる場合には、本市の承認手続の明確化及び指定管理者への承認結果の通知を徹底することが望ましい。</p> <p>また、業務評価シートにおいても、当初の指定管理料と確定後の指定管理料を併記し、公表資料において指定管理事業費との比較が容易となるよう記載方法を工夫すべきである。</p> <p>この点、指定管理料の剰余金の取扱いの規定につき、例えば、利用料金制を採用している施設であれば、指定管理料の剰余金の定義を「指定管理料と利用料金による収入との合計額から、実際の管理業務の実施に要した経費に係る適正な支出額を控除した額」とし、本市の指定管理者対応方針に沿って、原則として、指定管理者が当該剰余金を得ることできるとした上で、「当該剰余金が、利用料金による収入、管理業務の実施状況等に照らして過大であると認められる場合は、別途、指定管理者と本市との協議により、当該剰余金の全部又は一部を返納させることができる。」との規定方法等が考えられる。</p>	行政改革推進課	<p>(1) 指定管理料の精算について</p> <p>本市は、指定管理者の指定手続を行う度に、施設の持続的な運営、サービス向上、競争性の確保及び本市の財政状況を鑑み、当該施設の指定管理料の精算の有無を決定しております。</p> <p>指定手続においては、指定管理料の精算の有無、施設の管理運営状況に基づく指定管理料の参考価格及び参考価格を上回る提案があった場合には手続中の審査において指定管理者として選定しない場合があることを示し、申請者から指定管理料の金額を含む提案を受けております。</p> <p>また、指定期間中は年度ごとに指定管理料の予算査定を経て、協定を締結して指定管理料を定めていることから、指定管理者の収益が過大となる可能性は低いと考えます。</p> <p>所管課においては、毎年度終了後30日以内に指定管理者から提出される事業報告書により剰余金の発生を知った場合は、指定管理者のノウハウの活用や運営努力によって生じたものと評価しているものと考えます。</p> <p>なお、指定期間中に指定管理料以外の収入が増大した場合には、次期指定管理者の指定手続における指定管理料の参考価格の見直しにつながると考えております。</p> <p>(2) 自主事業に係る収支の明確化について</p> <p>自主事業に係る収支の明確化が図られるよう、仕様書標準例の見直しを行い、自主事業を実施する場合には、業務計画書を提出し、事前に本市の承認を受けることとし、自主事業に係る業務計画書には、実施目的、実施内容及び収支予算を記載することといたしました。</p> <p>(3) 業務評価シートにおける収支状況の記載見直しについて</p> <p>収支における管理運営状況の明確化が図られるよう、業務評価シートの見直しを行い、様式1「4収支状況（指定管理者記入欄）」について、各年度の計画と実績を記入していただくように変更いたしました。</p>	措置報告済
3	39	意見 3	第2 監査の結果 (共通) 3 監査の結果 (3) 指定管理者選定手続の運用の公表について	<p>上記のとおり、本市は、指定管理者の選定手続の原則的運用を定めた「高知市指定管理者選定手続ガイドライン」を策定しているものの、これは指定管理者制度を所管する行政管理部门たる本市行政改革推進課が、施設所管課向けに策定したものであるため、本市ウェブサイト等で広く市民に公開することはなされていない。</p> <p>この点、本ガイドラインには、指定管理者の選定における公募・非公募（指名）の区別、非公募（指名）とできる場合の基準、指定管理者の必須応募要件（指定管理者が法人その他の団体であること、本市に「本社、本店、支店又は営業所等」を設置していること、本市議会議員や本市市長が実質的に経営に関与している団体でないこと等の資格要件）、公募による選定基準等が記載されており、指定管理者への応募を検討している企業・団体等にとって関心が高く、また、市民が指定管理者制度の運用を検証する上でも重要な資料であると考えられる。</p> <p>本市においては、今一度、「高知市指定管理者選定手続ガイドライン」の記載内容を検討・整理した上で、かかる指定管理者の選定手続の運用について定めたガイドラインを、ウェブサイト等で広く市民に公開することを検討することが望ましい。</p>	行政改革推進課	<p>御意見を踏まえ、令和6年6月に「高知市指定管理者選定手続ガイドライン」を高知市ホームページで公開いたしました。</p>	措置報告済

通し No	頁	指摘 /意見 No.	項目	指摘事項及び意見	該当課	措置又は処理の状況若しくは今後の取組方針等（令和7年度_令和8年4月22日時点）	対応状況区分
4	40	意見 4	第2 監査の結果 （共通） 3 監査の結果 （4）年度別事業報告書の公表について	（略） 年度別事業報告書の提出は、地方自治法上にも記載のある重要な書類であることから、より多くの市民の検証・点検・評価に資するものとして、本市ウェブサイト等により、指定管理者の年度別事業報告書の公表を積極的に検討することが望ましい。	行政改革推進課	年度別事業報告書には、指定管理者の取引先又は取引金額といった企業ノウハウ、従業員の個人情報が含まれており公表は難しく、現状の年度別事業報告書の公表不可部分の塗りつぶしや、公表を前提とした年度別事業報告書の追加作成は、指定管理者及び施設所管課に過度な負担をかけることとなるため、本意見への対応は困難です。	対応困難
5	41	意見 5	第2 監査の結果 （共通） 3 監査の結果 （5）管理責任者の通知について	基本協定書上、指定管理者は、業務上の管理をつかさどる管理責任者を定めるとき、当該管理責任者を変更したときは、書面をもって本市に通知することが必要とされる（「高知市〇センター管理運営に関する基本協定書」第5条）。 この点、管理責任者は、当該施設において、特に事故や災害等の緊急事態が発生した場合に、自ら職員を指揮し迅速かつ適切な対応をとることのできる職責と能力を有する者であり、かつ、本市からの指示・指導を受け、これらに迅速に対応するため、その所在と連絡先が本市に明らかにされたものでなければならない。 通知書面について特に様式は定められていないものの、管理責任者の上記職責等に鑑みれば、当該通知書面には、氏名、役職、勤務場所の他、緊急連絡先の記載が最低限必要なものと考えられる。 しかるに、本包括外部監査で対象とした公の施設の指定管理者についての管理責任者の届出状況を確認したところ、氏名と役職のみ記載されたもの、管理責任者の届出（変更届も含む。）の通知そのものがなされていないもの等が散見された。 本市においては、管理責任者の通知の記載事項を今一度整理した上で、通知様式を定めてこれを利用させる等、指定管理者をして、管理責任者の届出の通知を徹底するよう指導するべきである。	行政改革推進課	基本協定書に基づく指定管理者からの管理責任者の通知が適正に行われるように、通知様式及び変更通知様式の標準例を定めました。	措置報告済
6	60	意見 6	第3 監査の結果 （各施設） 1 高知市春野文化ホールピアステージ （6）監査の結果 ア 年度別事業報告書の記載事項について	指定管理者の年度別事業報告書については、上記のとおり仕様書において記載事項が決められている。 しかるに、令和2年度から令和4年度の年度別事業報告書の記載事項を確認したところ、太陽光パネル発電データの記載がないなど、一部記載漏れがあった。 本市においては、記載漏れのある事項につき、再度その記載の必要性を検討するとともに、必要のある場合は、指定管理者をして、年度別事業報告書に漏れなく記載させることが望ましい。	文化振興課	太陽光パネル発電データにつきましては、指定管理者に指導をし、令和6年度事業報告書においては、太陽光パネル発電データを記載の上、書面での提出がなされました。令和7年9月30日付け通知文書において、年度別事業報告書への記載及び書面での提出を指導しました。	措置報告済

通し No	頁	指摘 /意見 No.	項目	指摘事項及び意見	該当課	措置又は処理の状況若しくは今後の取組方針等（令和7 年度 令和8年4月22日時点）	対応状 況区分
7	60	意見 7	第3 監査の結果 (各施設) 1 高知市春野文 化ホールピアス テージ (6) 監査の結果 イ 施設及び設備 の修繕について	(略) しかるに、本市と指定管理者とが共有する形での文化ホールの修繕計画は作成され ておらず、指定管理者は、上記仕様書の定めに従い、修繕が必要となる都度、修 繕工事を行っているような状況である。 現状では、指定管理者にとって、施設や備品がどの程度劣化しているか不明であり、 指定期間において、指定管理者がどのような種類の修繕が、どの程度発生する か予想することは困難である。 施設及び設備の修繕については、その規模や内容が、指定管理者の修繕計画及び 事業収支に大きく影響するため、本市においては、指定管理者を指定する前の段階 で修繕計画を作成し、指定管理者を募集することが理想的であるし、仮に修繕計画 の作成の着手が、指定管理者が指定された後になった場合でも、指定管理者と協議 の上、早期に作成し、指定管理者と内容を共有することが望ましい。	文化振 興課	修繕計画の有無は指定管理者の事業収支に影響するだ けでなく、老朽化の進行する施設を今後も適正に維持管 理していくために、本市としても必要なものと考えてお ります。施設や備品の劣化度や利用者への影響度合等 につきましては、指定管理者が最も把握しており、指定管 理者の協力なしに、修繕計画を作成することは困難であ ることから、御指摘を踏まえ、指定管理者及び関係部局 とも連携の上、実行性のある修繕計画を作成するよう検 討してまいります。	検討中
8	61	意見 8	第3 監査の結果 (各施設) 1 高知市春野文 化ホールピアス テージ (6) 監査の結果 ウ 備品の所有権 の帰属について	仕様書によれば、備品等の所有権について「指定管理者自らが購入、搬入、又は 設置しようとする場合は、その是非や所有権等について事前に高知市教育委員会と 協議すること」（「仕様書」8(4)）とされている。 しかるに、指定管理者は、指定期間中に新たに購入した備品について、上記仕様 書に従って本市と協議することはしていない。 そのため、それらの備品についての所有権の帰属は明らかでない。 本市においては、指定管理者をして、指定管理者が備品を購入する際の取扱いに ついて周知するとともに、すでに購入した備品も含めて、指定管理者と協議の上、 所有権の帰属を明確に定めることが必要である。	文化振 興課	備品等の所有権につきましては、仕様書7(4)に定め ておられ、所有権の帰属は高知市であることを指定 管理者と確認し、指定管理者から、管理運営を始めてか ら購入した備品について一覧表の提出を受けました。	措置報 告済
9	62	意見 9	第3 監査の結果 (各施設) 1 高知市春野文 化ホールピアス テージ (6) 監査の結果 エ 運営協議会の 設置について	基本協定書によれば、本市と指定管理者は、協議の上、「別に定めるところによ り、情報交換や業務の調整を図る運営協議会を設置することができる」（「基本協 定書」第34条）とされているところ、かかる運営協議会は現在まで設置されてい ない。 他方、文化ホール設置条例第20条によれば、文化ホールの運営に関する事項につ いて調査審議するため、市長の委嘱する7人の委員をもって、高知市春野文化ホ ールピアスステージ運営審議会（以下「運営審議会」という。）を組織するものとされ ており、実際にもかかる運営審議会が設置され、運営審議会の委員全員に本市市民 が選任された上、委員報酬（日当7200円）も支給されている。運営審議会は、通 常9月から10月に、1年に1回開催され、文化ホールの運用について、市民の視線 からアドバイスをを行い、協議する場であるということであり、施設所管課及び指定 管理者も運営審議会に参加し、指定管理者は、文化ホールの利用状況等について報 告を行っているとのことである。 もっとも、かかる運営審議会はいくまで本市市民で組織される合議体であり、オ プザーバー的立場である指定管理者や本市の側から、文化ホールのさらなる稼働率 向上のための新しい企画や、より効率的な文化ホールの運営について積極的に提言 し、議論し、実践する場という位置付けにはなっていない。 よって、本市と指定管理者が、指定管理事業の改善や新たな自主事業の展開等 について主体的に協議を行う場として、基本協定書に定めのある運営協議会の設置 を検討することが望ましい。	文化振 興課	指定管理事業の改善や新たな自主事業の展開等につ いては、本市と指定管理者との間で日常的かつ有意義に情 報共有と協議をできる体制が構築できており、さらに、 市民アンケートなども実施しながら効率的な運営にも取 り組んでいることから、現時点で運営協議会を設置する 必要性はないと考えております。	対応困 難

通し No	頁	指摘 /意見 No.	項目	指摘事項及び意見	該当課	措置又は処理の状況若しくは今後の取組方針等（令和7年度 令和8年4月22日時点）	対応状況区分
10	63	意見 10	第3 監査の結果 （各施設） 1 高知市春野文化ホールピアステージ (6) 監査の結果 オ 自主事業の実施について	基本協定書上、指定管理者は、文化ホールの設置目的に合致し、かつ、業務の実施を妨げない範囲において、指定管理者の責任と費用により自主事業を実施することができる（「基本協定書」第15条）。 しかるに、令和2年度から令和4年度の年度別事業報告書によれば、指定管理者は自主事業を行っていない。 本市においては、上記運営協議会等を通じて、文化ホールの立地や規模に応じた、楽団、演劇、イベントの誘致等の自主事業が実現できるよう環境整備を進めるとともに、指定管理者をして、より積極的に自主事業を実施できるよう支援することが望ましい。	文化振興課	指定管理料の積算において、自主事業実施経費は計上しておらず、指定管理者の責任と費用により、実施していただくこととしております。令和2年度から令和4年度までについては、新型コロナウイルス感染症の影響も考慮し、自主事業を実施しておりません。令和5年度は自主事業という位置付けではないものの、地元小学校のホール見学の際に合唱会を提案するなど、芸術文化の振興及び施設価値向上のための取組を実施していただきました。 今後は運営審議会や指定管理者の意見を踏まえ、文化芸術の魅力発信のため、より積極的に自主事業を実施していただくよう、本市としても支援してまいります。	検討中
11	76	意見 11	第3 監査の結果 （各施設） 2 高知市立自由民権記念館 (6) 監査の結果 ア 備品の管理について （ア）、（イ）	（略） ゆえに本市は、再度記念館内にある本市所有の備品（本市の備品管理台帳から除外されているものも含む。）の内容、種類、数量等を今一度確認の上、それらの所有権の所在について指定管理者と協議し、指定管理業務の円滑な運営に支障がないよう、放置された備品等の処分方法を検討するべきである。 また、新たな指定管理者が指定された場合に備えて、備品等については、指定期間中に、本市と指定管理者が協議の上、所有権の帰属について共通認識を持ち、リストを作成しておくなど、新たな指定管理者に確実に引き継ぐことができるよう対処しておくことが望ましい。 （略） ゆえに本市は、維持管理業務基準に従って、指定管理者が年1回の突合作業を確実に行うよう指導するべきであるし、突合作業に必要な備品台帳については、記念館2階部分も合わせて、全て指定管理者側に渡すことが適当である。	民権・文化財課	記念館内の本市と指定管理者が共同管理している部分にあり、かつ、本市の物品台帳から除外されているものについて、一覧を作成し、現指定管理者と情報の共有化を図ることといたしました。なお、指定期間中に、施設の維持管理業務に伴い不用となった物品については、協議を行い、指定管理者において処分することを共通の認識といたしました。 また、御指摘を踏まえ、指定管理者に対して、維持管理業務基準に基づき年1回の突合作業を行うように指導を行うとともに、必要となる物品台帳を渡しております。	措置報告済
12	78	意見 12	第3 監査の結果 （各施設） 2 高知市立自由民権記念館 (6) 監査の結果 イ 修繕業務について	（略） しかるに、現在の指定管理者が指定された平成28年4月1日以降に限っても、かかる長期修繕計画は作成されておらず、指定管理者は、修繕が必要となる都度、修繕工事を行っているような状況である。 現状では、指定管理者が指摘するとおり、施設や備品がどの程度劣化しているか不明であり、指定管理者が、指定期間においてどのような種類の修繕がどの程度発生するか予想することが困難である。 施設及び設備の修繕の規模及び内容については、指定管理者の修繕計画及び事業収支に大きく影響することから、本市は、修繕計画については指定管理者を指定する前の段階で作成し、指定管理者を募集することが理想的であるし、仮に修繕計画の作成の着手が、指定管理者が指定された後になった場合でも、指定管理者と協議の上、早期に作成し、指定管理者と共有することが望ましい。	民権・文化財課	施設及び設備の不具合箇所等（以下「要対処箇所」という。）について、一覧を作成し、指定管理者と共有することとし、要対処箇所に加え、経過観察箇所についても共有し、不具合状況に合わせて、順次対応する体制づくりを図っております。 なお、指定管理に係るリスク分担に基づき、施設及び設備等の修繕を行うこととしており、施設保全計画等に基づき実施する大規模修繕や大型設備機器更新は本市の役割であるとの認識を指定管理者と共有しております。	措置報告済

通し No	頁	指摘 /意見 No.	項目	指摘事項及び意見	該当課	措置又は処理の状況若しくは今後の取組方針等（令和7年度_令和8年4月22日時点）	対応状 況区分
13	79	意見 13	第3 監査の結果 (各施設) 2 高知市立自由 民権記念館 (6) 監査の結果 ウ 利用者総数の カウントについて	(略) この点、常設展、企画展、特別展のそれぞれの観覧人数を正確にカウントすることで、それぞれの展示につき利用状況を正確に把握できるに越したことはないが、記念館の総利用者数は、それらの観覧人数とは別の情動的価値を有するものであり、それは、1種類のチケットの販売数から算出することで十分である。 まして、条例に定められた年度別事業報告書の人数とは異なる人数を、業務評価シートに注釈なく記載することは、見かけ上、観覧者数を嵩上げた資料を作成したのではないかと疑念を抱かせる。 本市においては、年度別事業報告書そのものを公表するのではなく、業務評価シートに基づいた評価結果のみをウェブサイトで公表しているため、市民にとって検証可能な資料は、業務評価シートに基づく情報のみである。 このような観点からも、年度別事業報告書の記載と業務評価シートの記載が異なることは許容されるものではない。 本市においては、指定管理者をして、記念館の総利用者数、観覧者数を適正な方法でカウントするよう再度指導し、事業報告書や業務評価シートについても正確に記載させるべきである。	民権・ 文化財 課	令和6年度から、毎月の業務報告書及び年度別事業報告書の様式を変更し、業務評価シートにおける総利用者数の記載と合致するようにいたしました。	措置報 告済
14	90	意見 14	第3 監査の結果 (各施設) 3 高知よさこい 情報交流館 (6) 監査の結果 ア 自主事業実施 の際の手續につい て	基本協定書によれば、指定管理者の自主事業については、市に業務計画書を提出した上で、事前に市の承認を得ることとなっている（「基本協定書」第12条）。 この点、ヒアリングによれば、本市は、年度協定書に定める指定管理事業も含めた「〇年度事業計画書」の提出をもって、自主事業に係る「業務計画書」の提出があったものとして整理しているとのことである。 しかしながら、年度協定書は、指定管理事業も含めた全体の指定管理事業の大枠を合意したものであり、自主事業のみを取り出して、本市がその内容を確認し、施設の設置目的に合致したものが、指定管理事業の支障とならないかを厳密に検討した上で合意することを予定していない。 自主事業としての業務計画書の提出と、それに対する本市の承認を別条項として規定した基本協定書の建付けからすれば、自主事業としての業務計画書は、年度協定書の要請する事業計画書とは別途独立のものとするべきである。 実際にも、他の指定管理者制度導入施設においては、別途自主事業の業務計画書を提出し承認を受けているものが大半である。 本市においては、指定管理者をして、年度協定書に添付する全体の事業計画書とは別に、自主事業については個別に、実施場所、実施時期、実施目的、実施内容及び収支等を記載した業務計画書を提出させ、市の承認を得させるべきである。	観光企 画課	自主事業の実施につきましては、御指摘を踏まえ、指定管理者に対して基本協定書第12条に基づく市の事前承認を受けるように指導し、令和6年度からは自主事業に係る業務計画書の提出を受け、承認しております。 また、自主事業の実施内容等に変更が生じる場合は、改めて業務計画書を提出し、市の事前承認を受けるように指導しております。	措置報 告済

通し No	頁	指摘 /意見 No.	項目	指摘事項及び意見	該当課	措置又は処理の状況若しくは今後の取組方針等（令和7 年度_令和8年4月22日時点）	対応状 況区分
15	91	指摘 1	第3 監査の結果 (各施設) 3 高知よさこい 情報交流館 (6) 監査の結果 イ 目的外使用許 可について	<p>現地調査によれば、情報交流館内に、高知よさこい情報会館及びよさこい祭りの各チームのバッチを販売する自動販売機の設置が確認された。</p> <p>本自動販売機は、社会福祉法人小高坂更生センターが設置したものであり、物品の納入から料金の回収まで全て同法人が管理している。</p> <p>この点、指定管理者のヒアリングによれば、本自動販売機の設置及び運用は、自主事業の一環として整理しているとのことであったが、上記の自主事業としての業務計画書は提出されていない。</p> <p>一般的に自動販売機の設置等は指定管理業務には直接関係ないものとして、本市の目的外使用許可が必要なものである（法第238条の4第7項、「基本協定書様式」第31条参照）。</p> <p>本市においては、本自動販売機の設置につき、目的外使用許可の要否につき今一度検討の上、対応されたい。</p>	観光企 画課	<p>高知よさこい情報交流館は本市所有の施設ではなく、施設所有者である西日本電信電話株式会社（以下本項において「甲」という。）と施設管理者である株式会社N T T西日本アセット・プランニング四国支店（以下本項中「乙」という。）が賃貸借契約を締結し、さらに、乙が本市と賃貸借契約を締結し、賃借している物件です。</p> <p>乙と本市間の賃貸借契約条項第14条において、第三者への賃借権の譲渡や転貸等が禁止事項となっており、本市が指定管理者へ転貸借契約の締結が出来ない状況であったため、四者間（甲、乙、指定管理者及び本市）で再転貸に関する覚書を締結することで、転貸承認を得ました。</p> <p>その上で、指定管理者と本市間で転貸借契約を締結し、併せて指定管理者から転貸借料を徴収することとしました。</p>	措置報 告済
16	92	意見 15	第3 監査の結果 (各施設) 3 高知よさこい 情報交流館 (6) 監査の結果 ウ 自主事業の見 直しについて	<p>上記(3)収支の状況から明らかなどおり、本指定管理者の自主事業は、3年連続で実質的に赤字である。</p> <p>この点、赤字部分は、指定管理者の別事業収入からの補填によって賄われているところ、特に指定管理者は、公益財団法人として主に本市からの補助金を財源としている団体であることから、このような形での赤字補填を継続することは望ましくない。</p> <p>本市においては、指定管理者をして、自主事業の実施及び継続につき、そもそも自主事業ではなく、指定管理事業の一環として整理できる項目はないか、自主事業として収益を確保できるものかどうかなど、必要に応じて施設所管課と協議しながら、慎重に検討させるべきである。</p>	観光企 画課	<p>令和5年度に令和6年度からの指定管理者指定手続を行い、令和5年度までと同一の団体を指定管理者として指定しました。</p> <p>新たな指定期間開始を契機に、本施設の更なる魅力向上を図るため、指定管理者と本市関係部署等の若手職員を中心としたプロジェクトチームを立ち上げました。</p> <p>プロジェクトチームでは、自主事業収入の増加（収益確保）につながるアイデアが多数あり、今後はアイデアの実現に向け、調整・検討してまいります。</p>	検討中
17	93	意見 16	第3 監査の結果 (各施設) 3 高知よさこい 情報交流館 (6) 監査の結果 エ 原状回復義務 について	<p>基本協定書上、指定管理者は、指定期間が満了したとき等には、管理を行わなくなった管理施設の当該部分を速やかに原状に復さなければならない（「基本協定書」第21条）。</p> <p>この点、情報交流館においては、指定管理者の指定管理開始時に、施設の状態を確認し、確認リストを作成・保管するほか、指定管理開始前からあったキズ等についての客観的証拠として写真を撮影するなど、指定管理開始時の原状を保全することをしていないため、原状回復義務の範囲や内容、程度について明らかではない。</p> <p>特に情報交流館については、本市の賃借物件であり、本市は賃借人に対して情報交流館の明け渡しの際に原状回復義務を負担している（「建物賃貸借契約書」第16条第1項）。</p> <p>ゆえに本市としては、まずは本市の賃借人に負担する原状回復義務の範囲、内容及び程度を確認し、次に、指定管理者が本市に対して負担する原状回復義務の範囲や内容、程度について、本市が賃借人に対して負担する原状回復義務の範囲と齟齬がないか改めて確認した上で、本市に、賃借人に対する想定外の原状回復義務が発生することがないよう事前の対策を講じておくべきである。</p>	観光企 画課	<p>業務の実施に当たって、管理施設を変更しようとするときはあらかじめ市の承認を得なければならないこととしており、指定管理者へは、管理施設の変更等を行う際は、任意様式で承認願を提出するよう指示しています（「基本協定書」第6条）。</p> <p>また、令和6年度からは仕様書により「定期点検及び日常点検」業務について定めており、不具合が発見された際は、経過観察を行う若しくは本市へ報告することを定めています。</p> <p>なお、賃借人に対する想定外の原状回復義務が発生することのないよう、今後、原状回復義務の範囲を施設管理者である株式会社N T T西日本アセット・プランニング四国支店と指定管理者と市の三者で確認してまいります。</p>	検討中

通しNo	頁	指摘/意見No.	項目	指摘事項及び意見	該当課	措置又は処理の状況若しくは今後の取組方針等（令和7年度_令和8年4月22日時点）	対応状況区分
18	93	意見17	第3 監査の結果（各施設） 3 高知よさこい情報交流館 (6) 監査の結果 オ 令和元年度、令和2年度の指定管理料の精算について	<p>(略)</p> <p>この点、情報交流館における指定管理者と本市との基本協定書及び年度協定書（令和元年度から令和4年度）においては、精算条項は定められていない。しかるに、実際には、令和元年度に74万4214円の、令和2年度に144万2408円の、指定管理料と管理経費の実績額に剰余が生じたため、指定管理者は、本市に対して同額を返還している。</p> <p>この点、指定管理者制度対応方針によれば、「協定で定めた指定管理料と実際に管理運営に要した経費との差額が生じた場合については、指定管理者の事業評価を行った上で、指定管理者の収益とすることができると」(6頁)とされており、その文言上、剰余額の返還は義務ではなく、あくまで指定管理者の任意の対応に委ねられていると考え、指定管理者が任意にこれを返還したと整理することも不可能ではない。</p> <p>しかしながら、基本協定書には精算・不精算の条項がなく、指定管理者は、実際に、令和3年度及び令和4年度分については指定管理料に剰余が生じたにも関わらずこれを本市に返還していないことから、単に、本市の説明不足もしくは指定管理者の誤解に基づいて剰余分の返還がなされた可能性も払拭できない。</p> <p>ゆえに、過年度の剰余分の返還額については、本市から指定管理者への返還の要否も含めて、指定管理料と実際に管理運営に要した経費との差額の取扱いにつき、指定管理者対応方針及び年度協定書における本市の考え方をあらためて整理し、指定管理者に説明した上で、対応を決定するべきである。</p>	観光企画課	<p>本指定管理業務において、指定管理料と実際に管理運営に要した経費との差額が出た場合の剰余分については、指定管理者制度対応方針により、本市への返還義務はありません。</p> <p>上記の考えを基に、指定管理者と協議し、今後は剰余分の返還は不要と整理をしました。</p> <p>なお、令和元年度及び令和2年度に指定管理者から本市へ返還を受けた指定管理料については、本市から指定管理者への返還の義務はなく、その旨について指定管理者と協議の結果、返還はしないものと整理しました。</p>	措置報告済
19	106	指摘2	第3 監査の結果（各施設） 4 わんぱーくこうち (6) 監査の結果 ア 年度別事業報告書の記載及び月別事業報告書の提出について	<p>(略)</p> <p>しかるに、わんぱーくこうちの指定管理者の、令和2年度から令和4年度の年度別事業報告書は、「収支計算書」及び「指定管理料の精算について」という事業収入と事業支出の記載しかされておらず、上記条例等の求める事項が記載されていない。</p> <p>さらに、月別事業報告書の提出もなされていない。</p> <p>ゆえに本市においては、指定管理者をして、年度別事業報告書の記載事項につき、条例及びガイドラインに基づいた記載内容を遵守して作成させるよう指導するとともに、月別報告書については、その記載事項を整理した上で、作成・提出させるよう指導するべきである。</p>	みどり課	<p>年度別事業報告書については、令和6年度から高知市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年条例第69号）第7条及び基本協定書第22条に基づく記載内容で提出されております。</p> <p>また、月別報告書については、仕様書6(12)に基づき記載事項を整理した上で、作成及び提出するよう指導し、令和6年7月から提出されております。</p> <p>なお、月別報告書の提出に合わせて、指定管理者との対面による定例会を開催することといたしました。今後も、提出内容の確認及び指導を継続し、適切な事務執行の徹底を図ってまいります。</p>	措置報告済
20	107	意見18	第3 監査の結果（各施設） 4 わんぱーくこうち (6) 監査の結果 イ 事業報告書における自主事業の収支の記載について	<p>指定管理者は、管理施設の管理目的に合致し、かつ業務の実施を妨げない範囲において、自己の費用により、自主事業を実施することができる（「基本協定書」第14条第1項）。</p> <p>この点、上記第2 監査の結果（共通）2（5）アのとおり、指定管理者との協定においては、自主事業と委託事業の区分を明確にすることが望ましいことから、自主事業に係る経費と指定管理事業に係る経費とは区別するべきである。</p> <p>しかるに、指定管理者の令和2年度から令和4年度の年度別事業報告書によれば、収支計算書として自主事業収入は計上されているものの、自主事業経費として、何にいくら使用したかについては記載されておらず、指定管理事業経費のみが記載されている。</p> <p>ゆえに本市においては、指定管理者をして、年度別事業報告書の収支の記載につき、指定管理事業と自主事業の収支の記載を分けて記載させるよう指導することが望ましい。</p>	みどり課	<p>年度別事業報告書の収支の記載について、指定管理事業と自主事業の収支を分けて記載するよう指導を行い、令和6年度からは、指定管理事業と自主事業の収支を明確に区分して記載していることを確認しております。</p>	措置報告済

通し No.	頁	指摘 /意見 No.	項目	指摘事項及び意見	該当課	措置又は処理の状況若しくは今後の取組方針等（令和7年度_令和8年4月22日時点）	対応状 況区分
21	108	意見 19	第3 監査の結果 (各施設) 4 わんぱくこ うち (6) 監査の結果 ウ 修繕計画につ いて	(略) しかるに、本市と指定管理者との間で、わんぱくこうちに関する修繕計画等は共有されておらず、指定管理者は、修繕が必要となる箇所が発生する都度、修繕工事を行い、大規模な修繕工事が必要となる場合には、都度、所管課と協議している。 現状では、指定管理者にとって、施設や備品がどの程度劣化しているか不明であり、指定管理者が、指定期間内において、どのような内容、種類の修繕が、どの程度発生するか予想することは困難である。 施設及び設備の修繕については、修繕の規模及び内容が、指定管理者の修繕計画及び事業収支に大きく影響するため、本市においては、指定管理者を指定する前の段階で修繕計画を作成し、指定管理者を募集することが理想的と考えられるところ、仮に、修繕計画の着手が指定管理者の指定後となった場合であっても、早期に修繕計画を作成の上、指定管理者と共有することが望ましい。	みどり 課	令和6年度から高知市が行う修繕の計画を作成し、指定管理者と共有しております。	措置報 告済
22	124	意見 20	第3 監査の結果 (各施設) 5 高知市桂浜公 園 (6) 監査の結果 ア 法人及び個人 営業タクシー業者 の駐車場に係る利 用料金に係る本市 の承認について	駐車場に係る利用料金は、指定管理者が、都市公園条例第12条の9に規定する使用料の範囲において定めるものとされており（「基本協定書」第10条本文）、利用料金の決定及び改定については、事前に本市の承認を受けるものとされている（「基本協定書」第10条ただし書）。 そして、仕様書においては、法人及び個人営業タクシー業者の駐車場に係る利用料金は、「高知市桂浜公園駐車場タクシー使用料等運用基準」に基づき、1台1日又は1回につき160円とすること、本市内で営業を行っている法人及び個人営業タクシー業者を対象に、1年定期の定期駐車券を販売し、その販売価格を1万4600円とすることとし、指定管理者は、それぞれに掲げる額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て定めるものとされる（「仕様書」6（7）オ）。 しかるに、指定管理者は、法人及び個人営業タクシー業者の駐車場に係る利用料金等について、事前に市長の承認を得る手続を行っていない。 ゆえに本市は、指定管理者をして、法人及び個人営業タクシー業者の駐車場に係る利用料金及び定期駐車券販売価格につき、市長の事前承認手続を徹底させるよう指導するべきである。	観光企 画課	法人及び個人営業タクシー業者の駐車場に係る利用料金について、指定管理者から令和6年3月27日付けで高知市桂浜公園利用料金変更承認申請書（令和6年3月29日適用開始）の提出を受け、令和6年3月29日付けで承認通知を行いました。	措置報 告済
23	125	意見 21	第3 監査の結果 (各施設) 5 高知市桂浜公 園 (6) 監査の結果 イ テナントの賃 貸借契約の締結に ついて	(略) 本市としては、指定管理者をして、まずはテナントとの賃貸借契約書の提出を受け、賃貸借条件を確認の上、公の施設の用途又は目的に適合しない条項があれば、修正を協議するとともに、今後の賃貸借契約締結の際には、少なくとも賃貸借契約書の提出を受ける等、本市が賃貸借契約の締結に関与できる仕組みを検討するべきである。 なお、指定管理者は、テナントの賃貸借契約に基づき各テナントから賃料の支払を受けているところ、同賃料は都市公園条例における「利用料金」（「都市公園条例」第12条の10第1項）には含まれておらず、他方、自主事業収入との位置付けもされていないため、賃料の位置付けが曖昧となっている。 テナントからの賃料を利用料金として整理する、もしくはテナントとの賃貸借契約を自主事業として整理することも、本市が指定管理者の賃貸借契約締結に一定の関与をするための一方策であると考え。	観光企 画課	指定管理者と各テナント間の賃貸借条件の把握については、本市が賃貸借契約の締結に関与できる仕組みを検討してまいります。 なお、各テナントの設置については、指定管理者から令和6年4月1日付けで自主事業計画書の提出を受け、同日付けで承認通知を行いました。	検討中

通し No	頁	指摘 /意見 No.	項目	指摘事項及び意見	該当課	措置又は処理の状況若しくは今後の取組方針等（令和7 年度_令和8年4月22日時点）	対応状 況区分
24	127	意見 22	第3 監査の結果 (各施設) 5 高知市桂浜公園 (6) 監査の結果 ウ 自主事業実施 の際の手続につ いて	<p>指定管理者は、管理施設の設置目的に合致し、かつ業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、自主事業を実施することができる。指定管理者が自主事業を実施する場合には、市に対して業務計画書を提出し、事前に市の承認を受ける必要がある（「基本協定書」第14条）。</p> <p>しかるに、令和4年度中に提出された月別事業報告書によれば、例えば、商業施設リノベーション期間中の特設売店による販売（C棟）等、業務計画書の提出がなく、事前に市の承認を得ないまま実施した自主事業があった。</p> <p>本市としては、指定管理者をして、基本協定書に基づき、自主事業について個別に、実施場所、実施時期、実施目的、実施内容及び収支などを記載した業務計画書を提出させ、事前に本市の承認を得させることを徹底するべきである。</p>	観光企 画課	指定管理者が自主事業を実施する場合には、市に業務計画書を提出し、事前に市の承認を受けることを徹底するように、指定管理者に対して指導を行いました。	措置報 告済
25	128	意見 23	第3 監査の結果 (各施設) 5 高知市桂浜公園 (6) 監査の結果 工 指定管理事業 と自主事業の区 別について	<p>上記ウに関連して、そもそも指定管理事業と自主事業の区別は協定書及び仕様書上、明確に区別されているわけではなく、本来自主事業として整理されるべき事業であっても、指定管理者が指定管理事業に含まれるとして、上記自主事業実施の手続を履践しないケースも十分ありうところである。</p> <p>この点、例えば、仕様書において指定管理事業として記載されている「桂浜公園の魅力向上に資する事業に取り組むこと」と、自主事業として記載されている「観光客を含めた利用者サービスの向上となる誘致事業を実施すること」では重複する内容が含まれると考えられる。</p> <p>ゆえに、本市としては、指定管理者をして、上記ウに記載した自主事業の実施手続を確実に履践させるために、指定管理事業と自主事業の区別を今一度整理した上で、自主事業についてはこれらを仕様書等で例示するなどして、本市と指定管理者との間で、その区別につき、共通認識を得ることができるよう工夫することが望ましい。</p>	観光企 画課	指定管理事業と自主事業の区別については、指定管理者との協議により、共通認識を得られるよう図ってまいります。	検討中
26	128	意見 24	第3 監査の結果 (各施設) 5 高知市桂浜公園 (6) 監査の結果 オ 事業報告書に おける自主事業 の収支の記載につ いて	<p>指定管理者は、管理施設の管理目的に合致し、かつ業務の実施を妨げない範囲において、自己の費用により、自主事業を実施することができる（「基本協定書」第14条第2項）。</p> <p>この点、上記第2 監査の結果（共通）2（5）アのとおり、指定管理者との協定においては、自主事業と委託事業の区分を明確にすることが望ましいことから、自主事業に係る経費と指定管理事業に係る経費とは区別するべきである。</p> <p>しかるに、指定管理者の令和4年度の年度別事業報告書によれば、収支実績報告書内訳において自主事業収入は計上されているものの、支出欄は指定管理事業に係る経費と自主事業に係る経費を合算して費目ごとに記載されており、自主事業経費として、何にいくら使用したかについては記載されていない。</p> <p>ゆえに本市においては、指定管理者をして、年度別事業報告書の収支の記載につき、指定管理事業と自主事業の収支の記載を分けて記載させるよう指導することが望ましい。</p>	観光企 画課	指定管理事業に係る経費と自主事業に係る経費について、各年度の収支実績報告書内訳で区分して記載されることが望ましいため、指定管理者と協議してまいります。	検討中

通し No	頁	指摘 /意見 No.	項目	指摘事項及び意見	該当課	措置又は処理の状況若しくは今後の取組方針等（令和7 年度_令和8年4月22日時点）	対応状 況区分
27	138	意見 25	第3 監査の結果 (各施設) 6 高知市土佐山 へき地診療所 (6) 監査の結果 ア 年度別事業報 告書に対する承認 文書の作成につい て	<p>年度協定書第6条第2項によれば、本市は、指定管理者から年度別事業報告書による報告があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは文書により承認を行うものとされている。</p> <p>また、指定管理者は、当該承認を受けた事業報告書の指定管理料の額を確定額として、当初年度協定書で合意した指定管理料と当該確定額との差額を、本市へ返納しなければならないとされている（「年度協定書」第6条第3項）。</p> <p>この点、指定管理者は、本市の文書による承認通知により、指定管理事業に要した支出額の適正性、返納すべき指定管理料の確定額及びその算定根拠を知ることが可能となる。</p> <p>しかるに本市は、診療所の指定管理における年度別事業報告書に対する承認を文書により行っておらず、指定管理者に通知していないため、指定管理者は、本市が適正なものとして承認した指定管理料の額及び算定根拠等を知ることができない。</p> <p>ゆえに本市においては、年度協定書に定められた文書による承認手続きにつき、その内容（承認文書の記載事項、指定管理者への通知時期、通知方法等）を今一度整理した上で、当該手続きを遵守するべきである。</p>	健康福 祉総務 課	高知市土佐山へき地診療所管理運営に関する年度協定書第6条第2項に基づき、令和5年度からは事業報告書に対する承認文書を作成し、指定管理者へ郵送で通知することといたしました。	措置報 告済
28	139	意見 26	第3 監査の結果 (各施設) 6 高知市土佐山 へき地診療所 (6) 監査の結果 イ 診療所の施設 及び設備の維持管 理基準の策定につ いて	<p>診療所の施設及び設備の維持管理については、仕様書（2頁）において、リスク分担表（施設、設備及び備品等の損傷、修繕につき、経年劣化によるもの（大規模なもの）（1件10万円以上の場合）には、本市と指定管理者との協議事項、経年劣化によるもの（上記以外のもの）（1件10万円未満の場合）には、指定管理者の負担となること等が定められている。）が定められているにすぎない。</p> <p>そして、他の指定管理者制度導入施設と異なり、施設及び設備機器の保守管理の内容や頻度、清掃及び保安警備等の具体的な内容について定めた施設及び設備の維持管理基準は定められていない。</p> <p>本施設は診療所であるため、特に、日常的に施設の点検を行い、現在の状態を維持し、かつ、美観を維持するための施設保守管理業務や附属設備等も含めた安全確認のための保守点検業務、公共施設として快適な空間を保つために必要な清掃業務等が行われる必要がある。</p> <p>ゆえに、本市としては、指定管理者と協議の上、診療所の維持管理基準を策定することが望ましい。</p>	健康福 祉総務 課	令和6年度に令和7年度からの指定管理者指定手続を行い、令和6年度までと同一の団体を指定管理者として指定しました。 診療所の施設及び設備の維持管理基準については、令和6年度から引き続き管理運営を行う指定管理者と協議し、令和7年度基本協定締結時に策定いたしました。	措置報 告済
29	151	意見 27	第3 監査の結果 (各施設) 7 オーベルジュ 土佐山 (6) 監査の結果 ア 休館日決定の 際の手続について	<p>基本協定書によれば、指定管理者が、利用者へのサービス及び利便性の向上に必要と判断するときは、市長の承認を経て臨時に休業することができることとされている（「基本協定書」第10条）。</p> <p>この点、ヒアリングによれば、休館日の決定は、指定管理者からの電話連絡により行われているとのことであり、市長の承認を経ていることは確認できなかった。</p> <p>本市は、指定管理者をして、休館日を設ける際は、休館日について承認申請書の提出をさせ、市長が承認したことを証する書面を作成する等、休館日決定の際の手続を書面により行うよう改善することが望ましい。</p>	土佐山 地域振 興課	休館日の変更に係る指定管理者からの承認願い及び市長の承認については、オーベルジュ土佐山管理運営に関する基本協定書第10条に基づき、書面で行うこととし、令和6年度からは事務手続を改めております。	措置報 告済

通し No	頁	指摘 /意見 No.	項目	指摘事項及び意見	該当課	措置又は処理の状況若しくは今後の取組方針等（令和7年度_令和8年4月22日時点）	対応状 況区分
30	151	意見 28	第3 監査の結果 (各施設) 7 オーベルジュ 土佐山 (6) 監査の結果 イ 自主事業実施 の際の手続につ いて	<p>基本協定書によれば、指定管理者の自主事業については、市に業務計画書を提出した上で、事前に市の承認を得ることとされている（「基本協定書」第14条第2項）。</p> <p>この点、ヒアリングによれば、本市は、年度協定書に定める指定管理事業も含めた「〇年度 オーベルジュ土佐山事業計画書」の提出をもって、自主事業に係る「業務計画書」の提出があったものとして整理しているとのことである。</p> <p>しかしながら、年度協定書は、指定管理事業も含めた全体での指定管理事業の大枠を合意したものであり、自主事業のみを取り出して、本市がその内容を確認し、施設の設置目的に合致したものか、指定管理事業の支障とならないか等を厳密に検討した上で合意することを予定していない。</p> <p>自主事業としての業務計画書の提出と、それに対する本市の承認を別条項として規定した基本協定書の建付けからすれば、自主事業としての業務計画書は、年度協定書の要請する事業計画書とは別途独立のものであると考えるべきである。</p> <p>実際にも、他の指定管理者制度導入施設においては、別途自主事業の業務計画書を提出し承認を受けているものが大半である。</p> <p>ゆえに、本市においては、指定管理者をして、年度協定書に添付する全体の事業計画書とは別に、自主事業については個別に、実施場所、実施時期、実施目的、実施内容及び収支等を記載した業務計画書を提出させ、市の承認を得させるべきである。</p>	土佐山 地域振 興課	指定管理者には、令和7年度から全体の事業計画書とは別に自主事業に係る計画書を提出していただき、本市が承認を行っております。	措置報 告済
31	152	意見 29	第3 監査の結果 (各施設) 7 オーベルジュ 土佐山 (6) 監査の結果 ウ 事業報告書に おける自主事業の 収支の記載につ いて	<p>指定管理者は、管理施設の管理目的に合致し、かつ業務の実施を妨げない範囲において、自己の費用により、自主事業を実施することができる（「基本協定書」第14条第1項）。</p> <p>この点、上記第2 監査の結果（共通）2（5）アのとおり、指定管理者との協定においては、自主事業と委託事業の区分を明確にすることが望ましいことから、自主事業に係る経費と指定管理事業に係る経費とは区別するべきである。</p> <p>しかるに、指定管理者の令和2年度から令和4年度の年度別事業報告書によれば、収支実績において「売上高」は記載されているものの、「売上高」のうち、上記のとおり、利用料金である宿泊料と、自主事業収入としての宿泊に伴う食事代を分けて記載していない等、指定管理事業収入と自主事業収入の内訳は記載されていない。</p> <p>また、同様に支出欄についても、指定管理事業に係る経費と自主事業に係る経費を合算して費目ごとに記載されており、自主事業に係る経費として、何にいくら使用したかについては明らかでない。</p> <p>ゆえに本市においては、指定管理者をして、年度別事業報告書の収支実績の記載につき、指定管理事業と自主事業の収支の記載を分けて記載させるよう指導することが望ましい。</p>	土佐山 地域振 興課	指定管理者には、令和6年度から別途自主事業に係る実績報告書を提出していただいております。	措置報 告済

通しNo	頁	指摘/意見No.	項目	指摘事項及び意見	該当課	措置又は処理の状況若しくは今後の取組方針等（令和7年度 令和8年4月22日時点）	対応状況区分
32	153	意見30	第3 監査の結果（各施設） 7 オーベルジュ土佐山 (6) 監査の結果 エ 本館センター棟内のリバーサイドバーの再委託について	<p>(略)</p> <p>その後、指定管理者と、とさやま開発公社の間で、平成31年3月以降、リバーサイドバーでは、カフェの営業を簡素化したウェルカムサービス業務をとさやま開発公社が行う内容の覚書が締結されているものの、実際には、当該業務に従事する従業員は、指定管理者が雇用した従業員であり、当該業務に必要な仕入れもとさやま開発公社に代わって指定管理者が行っており、とさやま開発公社が主体となって当該業務を実施している実態はないことが確認された。にもかかわらず、上記覚書では、とさやま開発公社は当該ウェルカムサービス業務の売上の75%（25%は販売手数料として指定管理者に支払う。）を取得できる建付けとなっている。</p> <p>このような実態からすれば、指定管理者がとさやま開発公社との間で業務委託契約を継続する実益は乏しい。ゆえに本市としては、指定管理者をして、カフェ業務委託契約の解除等の適切な対応を検討させることが望ましい。</p> <p>また、指定管理事業の一部を再委託することが義務付けられ、かつ業務委託先が制限される場合、上記のとおり、再委託先の事情により、指定管理事業の運営に支障が生じる場合がありうる。</p> <p>ゆえに本市においては、指定管理者と協議の上、指定管理事業の再委託の義務付け及び再委託先の制限につき、オーベルジュ土佐山の設置目的及び用途を勘案した上で、その可否につき再度検討することが望ましい。</p>	土佐山地域振興課	<p>指定管理者から、リバーサイドバーの運営については、本市が再委託先として指定している（一財）とさやま開発公社（以下本項中「公社」という。）の人員不足等が原因で、令和5年度からやむなく現在の体制となっていることを聞き取りました。</p> <p>指定管理者と協議したところ、現在の体制では、公社はウェルカムドリンクの納入という形でカフェ業務に関与しているのみであり、指定管理者と公社双方合意の上で、本業務の対価としての金銭のやりとりは行われていないとのことであり、指定管理者として特に不都合、不利益は生じていないため、公社の人員不足が解消するまでは、このままの体制で業務継続していきたいとの意向でありました。</p> <p>また、オーベルジュ土佐山は、地域住民が主導となって地元の資源を活用し、地域の振興を図る集落経営構想を基にオープンした施設であるため、本市としては、地元産業を担う公社との連携は必要であると考えており、公社を再委託先として指定することについての見直しは行わないことといたします。</p> <p>一方、指定管理者と公社との間で締結している「オーベルジュ土佐山カフェ業務委託契約書に関する覚書」の定めと現在の状況が異なるため、覚書の内容変更又は締結解消を依頼することといたします。</p>	措置報告済
33	164	意見31	第3 監査の結果（各施設） 8 高知市市民活動サポートセンター (6) 監査の結果 ア 利用料金の申請及び承認について	<p>サポートセンターの利用料金は、指定管理者が、サポートセンター設置条例第12条第1項に規定する使用料の範囲において定めるものとされており（「基本協定書」第13条本文）、利用料金の決定及び改定については、事前に本市の承認を受けるものとされている（「基本協定書」第13条ただし書）。</p> <p>この点、当初の指定期間が終了し、新たに指定管理者を指定する際に、従来と同じ指定管理者が指定を受けた場合であっても、新たな指定期間に対応した契約関係を規律する基本協定書をあらためて締結するのであるから、利用料金の決定及び本市の承認については、その都度受ける必要があると考えられる。</p> <p>しかるに、指定管理者へのヒアリングによれば、当該指定管理者が第4期に引き続いて、指定管理者の指定を受け、基本協定書を締結した第5期の指定期間が令和4年4月1日に開始するに当たり、利用料金の決定について、事前に本市から利用料金の決定について承認を受けていないとのことであった。</p> <p>本市は、新たな指定期間の開始に当たり、指定管理者に対して利用料金の決定を求める申請を促し、本市において利用料金の決定を承認する手続を行うべきである。</p> <p>なお、基本協定書第13条ただし書において、当該手続を書面により行うべきであることは定められていないが、利用料金の決定を承認したことを明らかにするため、書面により当該手続を行うことが望ましい。</p>	地域コミュニティ推進課	<p>高知市市民活動サポートセンター条例第13条第3項及び高知市市民活動サポートセンターの管理運営に関する基本協定書第13条に基づく利用料金承認手続を行っていなかったことから、令和7年3月1日に指定管理者から承認の申請を受け、令和7年3月24日に承認する旨の通知を行いました。</p> <p>今後は、次期に指定管理者を指定する際の注意事項として紙媒体で引継ぎ、条例等に基づく適正な事務執行を徹底してまいります。</p>	措置報告済

通しNo	頁	指摘/意見No.	項目	指摘事項及び意見	該当課	措置又は処理の状況若しくは今後の取組方針等（令和7年度_令和8年4月22日時点）	対応状況区分
34	165	意見32	第3 監査の結果（各施設） 8 高知市市民活動サポートセンター (6) 監査の結果イ 事業報告書における利用拒否等の件数の報告について	指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、業務に関し、①業務の実施状況、②利用状況及び利用拒否等の件数・理由、③利用料金の収入実績及び④管理経費の収支状況等を記載した事業報告書を作成し、本市に提出しなければならない（「基本協定書」第22条）。 しかるに、令和2年度から令和4年度の年度別事業報告書には利用拒否の件数についての記載がなかった。この点、指定管理者へのヒアリングによれば、利用申請を拒否したことはなく、利用拒否件数はゼロとのことであった。 本市においては、指定管理者をして、利用申請拒否の件数がゼロの場合であっても、年度別事業報告書には利用拒否件数を0件と記載させる等、年度別事業報告書における上記記載事項を正確に記載させるべきである。	地域コミュニティ推進課	年度別事業報告書については、高知市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年条例第69号）第7条及び基本協定書第22条に基づく記載内容で作成するよう指導を行い、令和6年度終了後に事業報告書として、拒否件数を明記した12か月分の利用状況書類を、令和7年4月30日付「7コミ推第304号」で收受しております。 なお、毎月開催される会議（サポセン運営協議会）において、拒否件数の報告を受けております。	措置報告済
35	166	意見33	第3 監査の結果（各施設） 8 高知市市民活動サポートセンター (6) 監査の結果ウ 使用料等の収入について	年度別事業報告書の指定管理料決算書における「収入」の項目のうち、指定管理料及び会議室使用料として計上されている利用料金収入の他に、「使用料収入」として、印刷機、コピー機及びポスタープリンターの利用料金の合計額が記載されている。 もっとも、これらの「使用料収入」は、基本協定書及び仕様書に記載のない収入であり、その内訳金額も不明である。 また事業計画書には、指定管理者は、プロジェクター、スクリーン及びビデオカメラを有料で貸出しすることができるとの記載があり、これらの貸出しを行った場合には指定管理者の収入になると考えられるところ、基本協定書及び仕様書に記載のない収入であり、その内訳金額も不明である。 ゆえに本市においては、指定管理者をして、利用料金とは別に計上された「使用料収入」及びその他の収入の科目について、例えば自主事業としての収入であると整理させるなど、事業上の位置づけを明確にさせ、必要な場合には、諸手続を履践するよう指導するべきである。	地域コミュニティ推進課	印刷機、コピー機、ポスタープリンター、プロジェクター、スクリーン及びビデオカメラ（以下「貸出物品」という。）については、利用者の利便性向上を目的として、使用又は貸出しを行うことを指定管理者と市で確認しています。貸出物品のうち、印刷機、コピー機は管理運営に必要な物品として、その設置費用及び維持管理費は指定管理料により賄われており、一方、ポスタープリンター、プロジェクター、スクリーン及びビデオカメラは指定管理者が負担しています。 仕様書に貸出物品の使用又は貸出しに係る業務について明記するとともに、印刷機、コピー機の使用又は貸出しに係る収入については、使用料収入として新たな項目を新設、また、ポスタープリンター、プロジェクター、スクリーン及びビデオカメラは自主事業として整理することとし、令和8年度年度協定締結に向けて、基本協定（仕様書）の見直しを行います。	検討中

通し No	頁	指摘 /意見 No.	項目	指摘事項及び意見	該当課	措置又は処理の状況若しくは今後の取組方針等（令和7年度_令和8年4月22日時点）	対応状 況区分
36	172	意見 34	第3 監査の結果 (各施設) 9 高知市文化プラザ並びに高知市総合運動場及び高知市東部総合運動場について (2) 対象施設における指摘事項の対応状況 ア 文化プラザ (ア) 指定管理の方法 a 指定管理と委託の組み合わせ (c) 指定管理と委託の組み合わせについて	指定管理の範囲は、その実効性にも大きく影響する。平成21年度以降、文化プラザの管理が委託と指定管理の特殊な組み合わせとなっている体制が継続しており、その点に対する定期的な見直しは行われていない。そのため、文化振興事業団等に対する委託料の割合が本市の支出全体に対して大きいこと、包括的な業務を委託すべきでないこと等を勧告して、本市では定期的に指定管理範囲の見直し可否を協議すべきである。	文化振興課	(公財)高知市文化振興事業団（以下本項中「事業団」という）は、市民の文化活動の振興及び市民の幅広い学習活動や学習成果の活用等に資する事業を行うことを目的として高知市が出資して昭和59年に設立した法人であり、横山隆一記念まんが館運営業務及び中央公民館運営業務の実施に当たっては事業団の長年にわたる文化事業の企画・運営等によるノウハウが不可欠であり、これらの業務を委託しているものです。 一方で、指定管理者は事業団のノウハウを必要としない施設の維持管理業務等を担っており、事業団と指定管理者それぞれの業務内容と分担に、無駄や重複、不明瞭な部分はなく、適切なものであると考えています。 しかしながら、文化プラザに対する市民ニーズや施設の経年変化及び本市の財政事情等を踏まえて、今後も定期的に業務範囲の見直しを検討していくべきと考えております。	検討中
37	174	意見 35	第3 監査の結果 (各施設) 9 高知市文化プラザ並びに高知市総合運動場及び高知市東部総合運動場について (2) 対象施設における指摘事項の対応状況 ア 文化プラザ (イ) 施設運営管理 a 各施設の稼働率 (c) 各施設の稼働率について	通常の運営環境だったと仮定した場合においても減少傾向にあることを加味すると、新型コロナウイルス感染症からの需要をどのように戻し、さらなる稼働率向上としていくのか、指摘当時にも増して、本市は指定管理者と協議を重ね、より具体的、かつ、先見的な施策検討をすることが望まれる。	文化振興課	新型コロナウイルスの感染症拡大以降、感染症対策で比較的狭いスタジオの利用が団体利用から個人利用に移行していることなど、コロナ禍以降の利用形態の変化について、指定管理者とともに傾向を把握している段階にあります。 今後は、上記の利用傾向等を踏まえ、文化活動を行う団体の高齢化や、様々な情報媒体を活用した文化活動の多様化も念頭に、指定管理者、横山隆一記念まんが館運営業務及び中央公民館運営業務委託先の（公財）高知市文化振興事業団及び関係団体と協議を重ね、魅力的な事業の企画や施設のPRなど、稼働率向上のための具体的かつ効果的な取組を検討してまいります。	検討中

通しNo	頁	指摘/意見No.	項目	指摘事項及び意見	該当課	措置又は処理の状況若しくは今後の取組方針等（令和7年度_令和8年4月22日時点）	対応状況区分
38	176	意見36	第3 監査の結果（各施設） 9 高知市文化プラザ並びに高知市総合運動場及び高知市東部総合運動場について (2) 対象施設における指摘事項の対応状況 ア 文化プラザ (イ) 施設運営管理 b ホールの稼働状況 (c) ホールの稼働状況について	1 区分のみの使用がないとの前提に合理性はある一方、3区分に跨がったの利用実績は多くなく、使用日数でのカウントの場合、使用区分でのカウントと比較して稼働率が高く算出されることに鑑みると、必ずしも適切な指標ではないと考えられる。 本市では、利用時間帯を継続的にモニタリングし、使用日数による算出が適切であるかについて、指定管理者からの稼働状況の報告に基づき、定期的に見直しされることが望ましい。	文化振興課	3区分に跨ったの利用実績は多くありませんが、準備やリハーサルで1区分・本番で1区分といった2区分以上での利用形態が多い実態となっております。 1区分のみでの利用は、料金の発生しないホール等の下見を除いてほとんどないことから、現時点では使用日数による稼働率算出は適切であると考えております。また、この算出方法につきましては、全国的な調査を実施しております文化庁（調査実施機関は公益社団法人全国公立文化施設協会）の稼働率の算出方法と同じであり、一般的なものと考えております。 なお、今後、1区分のみの利用が増える場合など、稼働状況に変化が認められる場合には、稼働率の算定・評価基準を見直すことも検討してまいります。	検討中
39	178	意見37	第3 監査の結果（各施設） 9 高知市文化プラザ並びに高知市総合運動場及び高知市東部総合運動場について (2) 対象施設における指摘事項の対応状況 ア 文化プラザ (イ) 施設運営管理 c 運営責任 (c) 文化プラザの運営責任について	運営責任としては、一義的には自主事業も実施可能な指定管理者にあるが、施設の保有及び指定管理者の選定権限は本市にあり、運営の責任に無関係ではない。指定管理者が利用者拡大を目標とすることはもちろんのこと、本市も指定管理者選定に当たってどのような運営を望むのか、また、文化振興事業団も施設の一部の運営を業務委託として担っている立場として、利用者向上のためにどのような貢献が可能であるのか、といった観点から3者で施設運営の方向性、実施計画等を綿密に協議し、利用率の向上を図ることが望まれる。	文化振興課	現在、本市は、指定管理者及び横山隆一記念まんが館運営業務及び中央公民館運営業務委託先の（公財）高知市文化振興事業団とともに高知市文化プラザの運営に係る情報共有を図る会議を月1回以上開催しており、施設運営の方向性、実施計画等に係る情報共有を図っております。	措置報告済

通しNo	頁	指摘/意見No.	項目	指摘事項及び意見	該当課	措置又は処理の状況若しくは今後の取組方針等（令和7年度 令和8年4月22日時点）	対応状況区分
40	179	意見38	第3 監査の結果（各施設） 9 高知市文化プラザ並びに高知市総合運動場及び高知市東部総合運動場について (2) 対象施設における指摘事項の対応状況 ア 文化プラザ (ウ) 委託契約 a 委託の契約方式 (c) 委託契約について	入札は必ずしも指定管理料の低減につながるものではないが、指摘内容にあるとおり、少なからず明瞭性、公正性が担保され、また、予算にとらわれず、客観的な金額水準の把握もできる。そのため、本市においては事前承諾をする際に明瞭性、公正性を確認できるようなチェック体制の構築が望まれる。	文化振興課	指定管理料については、毎年度、予算要求時に指定管理者から要求される金額について、所管課で精査を行い、財政担当の査定を経て、議決をもって適切に決定されております。 再委託業務の選定及び契約内容は、指定管理者のノウハウに基づくものであり、自らの業務管理能力と再委託先事業者の専門的な能力により、サービス提供の継続性と安定性を確保していただきたいと考えております。 一方、指定管理者制度は市の業務を管理代行させるものですので、再委託承認手続の透明性確保を図ってまいります。	検討中
41	180	意見39	第3 監査の結果（各施設） 9 高知市文化プラザ並びに高知市総合運動場及び高知市東部総合運動場について (2) 対象施設における指摘事項の対応状況 ア 文化プラザ (工) 収支管理 a 各施設の歳出の把握 (c) 各施設の歳出の把握について	文化プラザ自体は一か所の所在であることから、水道光熱費等の共通費も多く、配賦計算が入ってくることを考慮すると正確な施設別コストの算出が難しい側面もある。しかしながら、施設の運営管理、計画策定に当たって、施設別の収支を算出し、採算性を分析することは重要であることから、指摘への対応として、各施設と事業内容を勘案した施設別管理方法の検討が必要になるものと考えられる。	文化振興課	光熱水費をはじめ、維持管理に係る人件費や再委託料等の歳出については、施設別に明確に把握することは困難ではありますが、御指摘のとおり、施設別の収支を算出し、採算性を分析することは、施設の運営管理や今後の改善点を見出す上で重要であることから、その算出（配賦計算）方法や各施設と事業内容を勘案した施設別管理方法について、今後、指定管理者との協議を踏まえて検討してまいります。	検討中

通し No	頁	指摘 /意見 No.	項目	指摘事項及び意見	該当課	措置又は処理の状況若しくは今後の取組方針等（令和7年度_令和8年4月22日時点）	対応状況区分
42	182	意見 40	第3 監査の結果 （各施設） 9 高知市文化プラザ並びに高知市総合運動場及び高知市東部総合運動場について （2）対象施設における指摘事項の対応状況 ア 文化プラザ （工）収支管理 b 総事業費 （c）総事業費に関して	10年以上開いている期間の比較による分析は、物価変動及び税額変動といった要素もあることから、単純な差異のみでの評価は難しいものの、本市の財政として支出が増加していることは事実である。そのため、継続した管理費の適正化等について、本市と指定管理者が協力して改善していくことが望まれる。 また、本施設の建設費用約195億円、令和2年度から令和5年度に行われた長寿命化工事約33億円等の支出から見ると、年間の指定管理及び業務委託による収支といった観点のみではなく、総事業投資額に関しても市民の負担とその還元効果を明確に説明できる体制を構築すべきである。	文化振興課	今後も引き続き、指定管理料に見合う以上の、効果的で経済的な施設管理及び文化芸術の魅力発信等がなされるよう、指定管理者と協力していくとともに、本市としても指定管理者が提示する見積額の妥当性を精査していくこととします。 また、施設及び備品等の老朽化が進行する中、長寿命化工事と適正な施設管理により耐用年数を伸ばすとともに、利用者が安全かつ快適に利用できる施設を維持するために必要となる投資と還元効果を説明できるよう、検討してまいります。	検討中
43	185	意見 41	第3 監査の結果 （各施設） 9 高知市文化プラザ並びに高知市総合運動場及び高知市東部総合運動場について （2）対象施設における指摘事項の対応状況 ア 文化プラザ （工）収支管理 c 文化プラザの実質収支状況 （c）文化プラザの実質収支状況について	利用率の向上、経費の削減、ひいては、本市の施設への支出削減による財政負担軽減が求められるのはどの施設でも同様である。しかしながら、利用率の低下と多額の固定費用支出によって、特に負担が大きく生じている文化プラザにおいては、本市として収支結果の分析・報告、施設運営方針等の検討を毎期、より詳細に行い、指定管理者との収支改善のための協議を重ねることが望まれる。	文化振興課	指定管理者からの事業報告等により、収支結果の分析等をより詳細に行うとともに、それに基づく収支改善についての協議を継続していくこととします。	検討中

通し No	頁	指摘 /意見 No.	項目	指摘事項及び意見	該当課	措置又は処理の状況若しくは今後の取組方針等（令和7年度_令和8年4月22日時点）	対応状況区分
44	186	意見 42	第3 監査の結果 （各施設） 9 高知市文化プラザ並びに高知市総合運動場及び高知市東部総合運動場について （2）対象施設における指摘事項の対応状況 ア 文化プラザ（オ）使用料 a 使用料の算出過程 （c）使用料の算出過程について	使用料は条例によって決められていることから、現状、指定管理施設ごとに条例を無視して個別に設定を行うことはできない。しかしながら、実質的に市民負担が特に多く生じている本施設に関して、一定の調整もできない実情に関して、上記指摘に対する対応はできておらず、本市の検討が望まれる。	文化振興課	使用料の設定については、本市全体として検討すべきである課題と考えております。令和7年度に、施設の維持管理費や受益者負担割合などの協議が全庁的に行われ、令和8年度から使用料を改定することいたしました。	措置報告済
45	187	意見 43	第3 監査の結果 （各施設） 9 高知市文化プラザ並びに高知市総合運動場及び高知市東部総合運動場について （2）対象施設における指摘事項の対応状況 ア 文化プラザ（オ）使用料 b 使用料の審議について （c）使用料の審議について	本市は使用料の設定に当たっては施設の建設費及び維持管理費に基づくコストに対して、使用料収入で賄う受益者負担部分と税金で賄う税負担部分を示すことが重要と考えている。そのため、上記指摘に対応する審議、算出過程の変更は行われておらず、本市の検討が望まれる。	文化振興課	使用料の設定については、本市全体として検討すべきである課題と考えております。令和7年度に、施設の維持管理費や受益者負担割合などの協議が全庁的に行われ、令和8年度から使用料を改定することいたしました。	措置報告済

通しNo	頁	指摘/意見No.	項目	指摘事項及び意見	該当課	措置又は処理の状況若しくは今後の取組方針等（令和7年度_令和8年4月22日時点）	対応状況区分
46	189	意見44	第3 監査の結果（各施設） 9 高知市文化プラザ並びに高知市総合運動場及び高知市東部総合運動場について (2) 対象施設における指摘事項の対応状況 ア 文化プラザ (カ) 財産管理 a 備品の管理 (c) 備品の管理について	物品の確認は、備品一覧表とシールとの一致をみて確認するものである。長寿命化工事の際に物品の新規取得を多く行ったことによって、本市及び指定管理者による物品の確認、区分け、資産登録に時間を要していたとの理由があったとしても、シールの貼付けが間に合っていない中での実査には不確実性や確認漏れにつながるリスクがある。そのため、本市は物品取得に当たっては速やかにシールの発行、貼付を行い、実査の際に備品一覧表との突合が全てできる体制を指定管理者と協力して構築・維持すべきである。	文化振興課	新たに取得した備品について、本市のシール発行に一部遅延がりましたが、御指摘の後、速やかにシールの発行を行い、指定管理者に対し、適切に貼付・管理を行うよう指示をし、それぞれ対応いただいております。 今後は、指定管理者が高知市文化プラザ指定管理者仕様書に基づく備品の保守管理業務を適切に行えるように、備品を新規取得した場合は速やかなシール発行を徹底してまいります。	措置報告済
47	191	意見45	第3 監査の結果（各施設） 9 高知市文化プラザ並びに高知市総合運動場及び高知市東部総合運動場について (2) 対象施設における指摘事項の対応状況 イ 高知市総合運動場、高知市東部総合運動場 (ア) 指定管理方法 a 指定管理者制度対応方針について (c) 公募条件等の検討について	令和4年度の公募状況は1社であり、応募者の不足により、実質的な指名に陥ってしまっていると捉えることもできる。そのため、本市において公募条件等に関する見直し、検討をすることによって、より多くの応募者が出るような施策の検討が望まれる。	スポーツ振興課	令和4年度の指定管理者指定申請者が1団体であったことにつきましては、新型コロナウイルス感染症等の影響による、5年間という長い指定期間への不安が要因の一部ではないかと考えられるため、社会的な要因も考慮しつつ、公募条件の厳しさや、情報提供の不足等、見直しや検討しなければならない課題について調査が必要であると考えております。 また、本件については、本施設だけでなく、本市の他施設や他の自治体における指定管理者制度に係る課題であるため、総務省から通知されている、他の自治体の課題に対する対応を参考にしながら、本市全体として検討すべき課題だと捉え、今後の対応を検討してまいります。	検討中

通し No	頁	指摘 /意見 No.	項目	指摘事項及び意見	該当課	措置又は処理の状況若しくは今後の取組方針等（令和7年度_令和8年4月22日時点）	対応状況区分
48	192	意見 46	第3 監査の結果 （各施設） 9 高知市文化プラザ並びに高知市総合運動場及び高知市東部総合運動場について （2）対象施設における指摘事項の対応状況 イ 高知市総合運動場、高知市東部総合運動場 （ア）指定管理方法 b 再委託の契約内容の検証について （c）再委託契約について	上記指摘内容にあるとおり、指定管理において重要な業務の委託となっていないかのモニタリングに関して本市の施設所管課におけるさらなる確認強化が望まれる。	スポーツ振興課	令和7年度の再委託承認手続きにおいて、指定管理者に対し、契約金額及び契約方法の提出を求め、契約金額の妥当性及び手続きの適正性の確認に努めました。指定管理者グループは民間の法人及び企業で構成されており、企業活動における機密情報もあるため一部契約金額等が非公開となっておりますが、今後も承認手続きにおける透明性の確保に向け、指定管理者との協議を継続し、再委託業務の適正な管理体制の強化を図ってまいります。	措置報告済
49	193	意見 47	第3 監査の結果 （各施設） 9 高知市文化プラザ並びに高知市総合運動場及び高知市東部総合運動場について （2）対象施設における指摘事項の対応状況 イ 高知市総合運動場、高知市東部総合運動場 （イ）運営管理 a 目標管理 （c）目標管理について	施設の指定管理に対する適切な目標値の設定に当たって、考慮事項が多くあることを鑑みると、現状のほぼ横ばいでの目標値設定について十分な検討がされているかについて疑義がある。 目標値は指定管理者の目標達成に向けた取組に対するモチベーションにも影響することから、利用者数の増加と利用者満足度の向上のバランスを考慮した上で、本市と指定管理者の両者による毎年の綿密な協議が望ましい。	スポーツ振興課	指定管理者との協議体制を強化し、月1回の定例会及び年1回の業務評価の場を通じて、稼働率や利用者数等のデータを継続的に収集・分析しております。これにより、施設ごとの利用傾向や課題の可視化が進み、指定管理者における利用促進策やサービス向上の取組にも反映されつつあります。 今後もこうした分析結果を踏まえ、より実態に即した目標値の設定に向けて指定管理者と連携を図り、効果的な管理運営の推進に努めてまいります。	措置報告済

通し No	頁	指摘 /意見 No.	項目	指摘事項及び意見	該当課	措置又は処理の状況若しくは今後の取組方針等（令和7年度_令和8年4月22日時点）	対応状況区分
50	197	意見 48	第3 監査の結果 （各施設） 9 高知市文化プラザ並びに高知市総合運動場及び高知市東部総合運動場について （2）対象施設における指摘事項の対応状況 イ 高知市総合運動場、高知市東部総合運動場 （ウ）収支管理 a 施設ごとの損益について （c）施設ごとの収支管理について	現状において、施設ごとに収支状況の把握が確認できる状態となっており、指摘への対応はなされている。本市では各施設の財務数値を用いて、施設の稼働状況及び財務状況の詳細な分析をすることにより、財務状況に基づいた適切な指定管理料の設定を行うことが望まれる。	スポーツ振興課	施設ごとの指定管理業務に関する詳細な予算書の提出を受け、物価高騰や人件費上昇などの社会情勢を反映した上で、予算要求及び年度協定を行っております。また、定例会や業務評価の際に施設の稼働率や収支状況等の報告を受け、財務状況の把握と改善に努めております。 今後も指定管理者との協議を継続し、必要に応じて報告内容の充実や協議の機会の拡充を図ることにより、適正な指定管理料の設定に努めてまいります。	措置報告済
51	199	意見 49	第3 監査の結果 （各施設） 9 高知市文化プラザ並びに高知市総合運動場及び高知市東部総合運動場について （2）対象施設における指摘事項の対応状況 イ 高知市総合運動場、高知市東部総合運動場 （工）使用料 a 使用料について （c）使用料及び利用料金について	使用料及び利用料金は条例での改定が必要であり、個別の施設ごとに細かく幅を持たせることが難しいとしても、環境変化が著しい昨今において利用者の経済状況は施設利用率に影響することから、本市において状況変化への一定の対応ができるよう施設利用料の設定に幅を持たせる工夫の検討をすることが望まれる。	スポーツ振興課	令和7年度に全庁的に実施した使用料・手数料の改定に関する条例改正において、当課施設も使用料を改定しました。改定の基本方針を踏襲しつつ、受益者負担を考慮し改定額を決定しております。 今後も社会経済情勢の変化を注視しながら、より柔軟で適正な料金設定の在り方を検討してまいります。	措置報告済

通し No	頁	指摘 /意見 No.	項目	指摘事項及び意見	該当課	措置又は処理の状況若しくは今後の取組方針等（令和7年度_令和8年4月22日時点）	対応状況区分
52	202	意見 50	第3 監査の結果 （各施設） 9 高知市文化プラザ並びに高知市総合運動場及び高知市東部総合運動場について （2）対象施設における指摘事項の対応状況 イ 高知市総合運動場、高知市東部総合運動場 （オ）財産管理 a 物品の実査について （c）物品の実査について	物品の確認に関しては、過去の指摘内容への対応が現状されていない。また、大量かつ独特の競技品があることから、確認作業が非常に非効率であり、かつ、確認漏れが生じるリスクがある。本市の物品管理システムの移行による品名の変更等によって、物品台帳と実物の照合自体がそもそも実施しづらい状況になっているように見受けられることから、本市における物品管理に関する新システムの物品登録をより具体的な記載にすること等によって、指定管理者による物品確認の正確性、効率性の向上につながる施策の検討が望まれる。	スポーツ振興課	物品管理につきましては、「高知市所管スポーツ施設指定管理者仕様書－7施設及び設備の維持管理に関する業務－（4）備品等の管理・保守点検業務」及び高知市物品会計規則（平成8年規則第31号）第50条の規定に基づき、全物品の確認・検査を実施しております。 御指摘を踏まえ、新規シールの発行を行うとともに、指定管理者に対し適正な貼付及び管理の徹底を指示しております。 また、品名、規格、所在等の記載内容につきましても、具体的な記載への修正を行っており、対象件数が多いことから、現在も引き続き処理を進めているところであります。今後も物品確認の正確性及び効率性の向上に努めてまいります。	措置報告済

令和5年度包括外部監査の指摘事項等に対する措置等の状況報告一覧（令和7年度）
 監査テーマ「指定管理者制度に関する事務の執行について」

項目	総数	検討中	対応中	対応済	措置報告済	対応困難	未処理数
指摘	2	0	0	0	2	0	0
意見	50	16	0	0	32	2	16
合計	52	16	0	0	34	2	16

通し No.	頁	指摘/ 意見No.	該当課	各課への照会結果 (指摘=●、意見=○)				
				検討中	対応中	対応済	措置報告済	対応困難
1	31	意見1	行政改革推進課				○	
2	34	意見2	行政改革推進課				○	
3	39	意見3	行政改革推進課				○	
4	40	意見4	行政改革推進課					○
5	41	意見5	行政改革推進課				○	
6	60	意見6	文化振興課				○	
7	60	意見7	文化振興課	○				
8	61	意見8	文化振興課				○	
9	62	意見9	文化振興課					○
10	63	意見10	文化振興課	○				
11	76	意見11	民権・文化財課				○	
12	78	意見12	民権・文化財課				○	
13	79	意見13	民権・文化財課				○	
14	90	意見14	観光企画課				○	
15	91	指摘1	観光企画課				●	
16	92	意見15	観光企画課	○				
17	93	意見16	観光企画課	○				
18	93	意見17	観光企画課				○	
19	106	指摘2	みどり課				●	
20	107	意見18	みどり課				○	
21	108	意見19	みどり課				○	
22	124	意見20	観光企画課				○	
23	125	意見21	観光企画課	○				

通し No.	頁	指摘/ 意見No.	該当課	検討中	対応中	対応済	措置報告済	対応困難
24	127	意見22	観光企画課				○	
25	128	意見23	観光企画課	○				
26	128	意見24	観光企画課	○				
27	138	意見25	健康福祉総務課				○	
28	139	意見26	健康福祉総務課				○	
29	151	意見27	土佐山地域振興課				○	
30	151	意見28	土佐山地域振興課				○	
31	152	意見29	土佐山地域振興課				○	
32	153	意見30	土佐山地域振興課				○	
33	164	意見31	地域コミュニティ推進課				○	
34	165	意見32	地域コミュニティ推進課				○	
35	166	意見33	地域コミュニティ推進課	○				
36	172	意見34	文化振興課	○				
37	174	意見35	文化振興課	○				
38	176	意見36	文化振興課	○				
39	178	意見37	文化振興課				○	
40	179	意見38	文化振興課	○				
41	180	意見39	文化振興課	○				
42	182	意見40	文化振興課	○				
43	185	意見41	文化振興課	○				
44	186	意見42	文化振興課				○	
45	187	意見43	文化振興課				○	
46	189	意見44	文化振興課				○	
47	191	意見45	スポーツ振興課	○				
48	192	意見46	スポーツ振興課				○	
49	193	意見47	スポーツ振興課				○	
50	197	意見48	スポーツ振興課				○	
51	199	意見49	スポーツ振興課				○	
52	202	意見50	スポーツ振興課				○	